

## 監査委員告示第1号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和5年2月13日

木津川市監査委員 西井 正  
木津川市監査委員 柴田 はすみ

### 定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

### 記

1 監査執行年月日 令和4年12月23日（金） 午前10時00分から

2 監査対象部局及び監査の対象

建設部 指導検査課

- (1) 建設工事等の検査及び工事等成績評定について
- (2) 労務単価及び資材単価の変動によるインフレスライドについて
- (3) 定期監査、決算審査の意見への対応等の状況について

建設部 建設課・まちづくり事業推進室

- (1) 繰越工事について
- (2) 令和4年度発注の工事の進捗状況について
- (3) 所管する補助金事務について
- (4) 定期監査、決算審査の意見への対応等の状況について

建設部 施設整備課

- (1) 市営住宅模様替え、改築及び増築について
- (2) 定期監査、決算審査の意見への対応等の状況について

建設部 管理課

- (1) 道路占用料について
- (2) 公園遊具の維持管理について
- (3) 所管する補助金事務について

(4) 定期監査、決算審査の意見への対応等の状況について

建設部 都市計画課

(1) 土地の貸付収入について

(2) 所管する補助金事務について

(3) 定期監査、決算審査の意見への対応等の状況について

### 3 監査方法

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した。

### 4 監査結果

#### (1) 個別課題について

結果、監査を行った範囲内において、おおむね適正であると認められ、検討や改善を要する指摘事項は見受けられなかった。

なお、今後の行政運営を進める上で、注意又は要望事項について、別紙のとおり意見を述べる。ただし、軽微な事項については省略する。

#### (2) 令和4年度共通課題について

令和4年度の共通課題としている「所管する補助金について」は、全ての課の監査が終了後、まとめて結果を報告することとする。

(別 紙)

**【指導検査課】**

工事完成検査書類について、引き続き、適切な作成並びに提出時期に遅延が生じないよう担当課に指導されたい。

また、完成時期が年度末に集中することで、完成検査日程も集中することから、引き続き、工事発注の平準化に取り組むとともに、適正な工事完成検査を実施されたい。

入札の情報管理について、引き続き、職員行動指針を遵守し、入札情報の漏洩が起こらないように努められたい。

**【建設課】【まちづくり事業推進室】**

小川内水排除対策事業について、市民が十分理解できるよう周知に努めるとともに、予算執行に猶予し、国・京都府などの関係機関と連携して、事業が早期に完成するように努められたい。

土地改良システム事業について、今後も、費用対効果が十分発揮できるように活用されたい。

工事の進捗管理について、発注状況に応じて、年度末に完成検査日程が集中しないよう工事発注の平準化に努められたい。

**【施設整備課】**

市営住宅入居者管理台帳について、退去時に明け渡しの状況が把握できる書類の作成が必要である。修繕などの申請について、立ち合いの経過や申請時の状況などの判断結果を記録に残されたい。また、修繕の実施主体（市か入居者の責めに帰する場合）を判断する基準マニュアルを早急に整備されたい。

滞納対策について、引き続き、未納者に対して督促状や催告書などを発布し、適正な債権回収に努められたい。

**【管理課】**

公園遊具などの施設について、劣化などによる事故が発生しないよう、引き続き、定期的に点検調査を実施し、結果に基づいて計画的な維持管理に努められたい。

**【都市計画課】**

木津東地区まちづくり支援事業について、事業主体である地権者組合に対する支援の範囲を整理し適切であるかどうか確認されたい。

空き家対策事業について、引き続き、空き家の調査・所有者への指導などに取り組まれたい。

以 上。